

豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱

平成 20 年 8 月 1 日

総務部長決定

改正 平成 21 年 3 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区が発注する工事又は製造その他についての請負、業務委託、物品の売買、その他の契約（以下「工事等の契約」という。）に関し、有資格者に対する一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

(競争入札参加停止及び指名停止)

第 3 条 区長は、有資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について、一般競争入札の参加（以下「参加」という。）停止及び指名競争入札の指名（以下「指名」という。）停止（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

(停止措置の手続等)

第 4 条 区長は、前条の規定に基づき停止措置を行う場合には、豊島区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の協議を経るものとする。ただし、有資格者が贈賄又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合、その他必要があると認められるときは、委員会の協議を経ることなく停止措置を行うことができる。

- 2 前項の停止措置が行われたときは、契約担当者は、工事等の契約のための参加及び指名を行うに当たり、停止措置の期間が満了するまでの間、当該停止措置に係る有資格者を参加させ、又は指名してはならない。
- 3 契約担当者は、現に参加し、又は指名を受けている有資格者が、新たに停止措置に該当することとなったときは、当該参加又は指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する停止措置)

第 5 条 区長は、第 3 条の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当

該下請負人について、元請負人の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

(共同企業体に関する停止措置)

第6条 区長は、第3条の規定により共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

(停止措置の期間の特例)

第7条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれの別表各号に定める短期の2倍（当初の停止措置の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号（第2号を除く。）又は別表第2各号（第12号を除く。）の措置要件に係る停止措置の期間の満了後1か年を経過するまでの間（ただし、停止措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号（第2号を除く。）又は別表第2各号（第12号を除く。）の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に係る停止措置の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 区長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため別表各号及び前2項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 区長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える停止措置の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(停止措置の期間の変更等)

第8条 区長は、停止措置の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条各号に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。

2 区長は、停止措置の期間中の有資格者について、当初の停止措置時に把握していなかった事由で、別表各号に掲げる措置要件に該当する新たな事由が明らかとなったときは、当初の措置要件に加え、新たな措置要件を追加することができる。この場合における停止措置の期間は、前条第1項により定める期間の範囲内で定めるものとする。

(停止措置の解除)

第9条 区長は、停止措置の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格者について停止措置を解除するものとする。

(停止措置等の通知)

第10条 区長は、次の各号に掲げる措置を行ったときは、当該有資格者に対し、遅滞なく、次の各号により通知するものとする。

- (1) 第3条、第5条又は第6条に基づく停止措置（別記第1号様式）
- (2) 第4条第3項に基づく参加又は指名の取消し（別記第2号様式）
- (3) 第8条に基づく停止措置の期間の変更等（別記第3号様式）
- (4) 前条に基づく停止措置の解除（別記第4号様式）

2 区長は、前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が豊島区と締結した契約に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

(停止措置の公表)

第11条 区長は、第3条、第5条及び第6条の規定により停止措置を行い、又は第8条の規定により停止措置の期間を変更したとき（延長した場合に限る。）は、当該停止措置の対象とした有資格者の名称、所在地、停止措置の種類、停止措置の期間及び理由を公表するものとする。

2 区長は、停止措置の期間が終了したとき、又は第9条の規定により停止措置を解除したときは、遅滞なく当該有資格者に係る停止措置の公表を中止すものとする。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第12条 区長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(落札の制限)

第13条 契約担当者は、入札後、落札決定するまでの間に、第3条、第5条又は第6条に該当した（それぞれの停止措置のうち、軽微な事由によるものを除く。）有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を当該入札に係る落札者とししないものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第14条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を随意契約の相手方とししないものとする。ただし、当該有資格者又は当該共同企業体を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると区長が認めたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第15条 契約担当者は、停止措置の期間中の有資格者が、豊島区との契約の全部若しくは一部を新たに下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、当該有資

格者が停止措置の期間の開始前に下請し、又は受託した場合はこの限りではない。

(報告義務)

第 16 条 有資格者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、文書により区長に報告しなければならない。

2 前項の報告義務を怠った場合で、別表各号に定める措置要件に該当したときは、停止措置の期間の短期を、それぞれの別表各号に定める短期の 2 倍（当初の停止措置の期間が 1 か月に満たないときは 1.5 倍）の期間とする。

3 工事の発注所管課長又は物品・委託等の発注所管課長は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生したことを知った場合は、速やかに、文書により契約担当者に報告しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、停止措置に関して必要な事項は総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行し、この要綱の施行日以後に別表第 1 又は別表第 2 各号に掲げる措置要件に該当する事実があるものと豊島区が認定し、又は当該事実を知ったものについて適用する。

(廃止)

2 豊島区競争入札参加資格者指名停止基準（昭和 57 年 12 月 15 日 区長決裁）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に、前項の豊島区競争入札参加資格者指名停止基準の規定に基づき行った指名停止措置が継続されているものについては、当該指名停止の措置に係る期間が満了するまでの間、豊島区競争入札参加資格者指名停止基準の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 6 日一部改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 契約違反及び事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 豊島区が発注する契約（以下「本区契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 本区契約において、次の(1)から(12)までに該当するものとして、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(1) 豊島区請負工事成績評定要綱（平成 20 年 4 月 1 日。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項により確定した総評定点が 49 点以下（以下「E 評価」という。）の工事を行ったとき。</p> <p>(2) E 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日（平成 20 年 4 月 1 日以降に限る。以下同じ。）までの間に E 評価の工事を 1 回（E 評価の工事 1 回と要綱第 3 条第 1 項により確定した総評定点が 50 点から 59 点まで（以下「D 評価」という。）の工事 1 回以上を含む。）を行ったとき。</p> <p>(3) E 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に E 評価の工事 2 回以上（E 評価の工事 2 回以上と D 評価の工事 1 回、又は E 評価の工事 2 回以上と D 評価の工事 2 回以上を含む。）を行ったとき。</p> <p>(4) E 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に D 評価の工事を 1 回行ったとき。</p> <p>(5) E 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に D 評価の工事を 2 回以上行ったとき。</p> <p>(6) D 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に E 評価の工事を 1 回（E 評価の工事 1 回と D 評価の工事 1 回以上を含む。）を行ったとき。</p> <p>(7) D 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に E 評価の工事を 2 回以上（E 評価の工事 2 回以上と D 評価の工事 1 回以上を含む。）を行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月</p> <p>当該認定をした日から 4 か月</p> <p>当該認定をした日から 6 か月</p> <p>当該認定をした日から 3 か月</p> <p>当該認定をした日から 4 か月</p> <p>当該認定をした日から 2 か月</p> <p>当該認定をした日から 3 か月</p>

<p>(8) D 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に D 評価の工事を 1 回行ったとき。</p> <p>(9) D 評価の通知を受けた日から当該日の 3 年前の日に属する年度の初日までの間に D 評価の工事を 2 回以上行ったとき。</p> <p>(10) 工事成績不良により 3 か月以上の停止措置を受けた者が、当該停止措置期間の期間中又は終了後 1 年以内に E 評価の工事を行ったとき。</p> <p>(11) 工事成績不良により 3 か月以上の停止措置を受けた者が、当該停止措置期間の期間中又は終了後 1 年以内に D 評価の工事を行ったとき。</p> <p>(12) 工事成績不良により 3 か月以上の停止措置を受けた者が、当該停止措置期間の期間中又は終了後 1 年以内に D 評価又 E 評価の工事を行わなかった場合は、当該停止措置に係る D 評価又は E 評価の工事の回数は、本号(2)、(3)、(4)、(5)、(7)の回数に含めないものとする。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月</p> <p>当該認定をした日から 2 か月</p> <p>当該認定をした日から 6 か月</p> <p>当該認定をした日から 3 か月</p>
<p>3 本区契約以外の契約（以下「一般契約」という。）において、過失により履行を粗雑にし、かつ、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 第 2 号に掲げる場合のほか、本区契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本区契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>

<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>7 本区契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内</p>
---	---

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が本区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 24 か月
2 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が本区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
3 本区契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定した日から 12 か月以上 24 か月以内
4 一般契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定した日から 6 か月以上 12 か月以内
(競売入札妨害又は談合行為)	
5 本区契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、本区職員に働きかけた競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 24 か月
6 前号に掲げる場合のほか、本区契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 24 か月以内

<p>7 一般契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 12か月以内</p>
<p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p>	
<p>8 本区契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号。以下「あっせん利得処罰法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上 24か月以内</p>
<p>9 一般契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、あっせん利得処罰法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 9か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>10 本区契約において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上 9か月以内</p>
<p>11 前号に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>12 別表第1又は前各号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内</p>

<p>(信用失墜行為)</p> <p>13 前各号に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(経営不振)</p> <p>14 銀行取引停止になるなど経営不振に陥り、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上</p> <p>9か月以内</p> <p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められるときまで又は裁判所の破産手続開始決定を受けるまで</p>
---	---

別記第1号様式（第3条、第5条、第6条関係）

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏 名 様

豊島区長 高 野 之 夫

停 止 措 置 通 知 書

このことについて、下記のとおり一般競争入札の参加停止・指名競争入札の指名停止が決定したので通知します

（なお、今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置について報告してください。）

記

1. 停止措置の期間
2. 停止措置に係る事実の概要
3. 停止措置の理由

（注） 1. には、その期間の始期及び終期の年月日を記入すること。
2. には、停止措置理由を簡明に記入すること。

別記第2号様式（第4条第3項関係）

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏 名 様

豊島区長 高 野 之 夫

参加（指名）の取消し通知書

このことについて、一般競争入札の参加資格を有することを確認（指名競争入札にあっては指名）しているところですが、新たに停止措置に該当することが判明したため、当該参加（指名）を取り消したので通知します。

記

1. 参加（指名）の取り消し理由

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏 名 様

豊島区長 高 野 之 夫

入札参加（指名）停止措置の期間の変更通知書

年 月 日付 第 号をもって、 契約に係る入札参加（指名）の停止措置を通知したところですが、このたび下記のとおり当該入札参加（指名）の停止期間の変更を決定したので通知します。

記

1. 変更の理由
2. 変更前の入札参加（指名）の期間
3. 変更後の入札参加（指名）の期間
4. 変更決定年月日

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

番 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏 名 様

豊島区長 高 野 之 夫

入札参加（指名）停止措置解除通知書

年 月 日付 第 号をもって、 契約に係る入札参加（指名）の停止措置を通知したところですが、このたび下記のとおり当該入札参加（指名）の停止の解除が決定したので通知します。

記

1. 解除の理由

2. 解除年月日